

第7章. 衛生植物検疫措置章

1. 衛生植物検疫措置章の概要

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすること等を規定。また、締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することを規定。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協力的な技術的協議等について規定。

2. 主要条文の概要

○一般規定（第7. 4条）

衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認すること等を規定。

○有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整（第7. 7条）

締約国は、地域的な状況に対応した調整が貿易を円滑にする重要な方法であることを認めるとともに、地域的な状況の決定に当たり輸入締約国が行うこと等を規定。

○措置の同等（第7. 8条）

締約国は、措置の同等の認定が貿易を促進する重要な手段であることを認識すること、輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること又は輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同様に目的を達成する上で同等の効果を有することを客観的に証明する場合には、当該輸出締約国の当該措置を同等なものと認めること等を規定。

○科学及び危険性の分析（第7. 9条）

締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定の関連する規定に基づく権利及び義務を認めること、危険性の分析を行う場合に実施すること等を規定。

○監査（第7. 10条）

輸入締約国は、輸入締約国の衛生植物検疫措置を輸出締約国が履行する能力を有するかどうかを判断するため、本条の規定に従うことを条件として、当該輸出締約国の権限のある当局及び関連の又は指定された検査制度を監査する権利を有すること等を規定。

○輸入検査（第7. 11条）

各締約国は、自国の輸入プログラムが輸入に伴う危険性に基づくこと及び輸入検査が不当に遅延することなく行われることを確保すること、輸入検査の不利な結果に基づき他の締約国の物品の輸入を禁止する場合等に輸入者等の少なくとも一に当該結果を通報すること等を規定。

○証明（第7. 12条）

締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用されることを確保すること等を規定。

○透明性（第7. 13条）

締約国は、WTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮すること、利害関係者及び他の締約国が当該締約国の提案された衛生植物検疫措置について書面による意見を提出するために当該締約国がWTOに通報を行った後通常少なくとも60日の期間を置くこと等を規定。

○緊急措置（第7. 14条）

締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用する場合には、他の締約国に対し当該措置を速やかに通報すること等を規定。

○協力的な技術的協議（第7. 17条）

締約国は、他の締約国との間で本章の規定の下で生ずる事項であって自国の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるものについて討議するため、協力的な技術的協議を開始することができること、一定の場合には第28章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めることができること等を規定。

○紛争解決（第7. 18条）

第28章（紛争解決）の規定の本章の規定についての適用に関して規定。